

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第7号	受理年月日	令和3年3月1日
請願の件名	<p>「消費税率5%への引き下げを求める意見書」を国に提出することを求める請願書</p> <p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>2019年10月の消費税率10%への引き上げと複数税率の実施が日本・地域経済の悪化を招き、新型コロナウイルス感染症の広がりが事態を更に深刻化させています。今年4～6月期のGDPはその過半を占める個人消費の下落など年率換算で28.1%減とリーマンショック直後を大きく上回る戦後最大の落ち込みを記録し、日本は内需・外需ともに総崩れの状況です。</p> <p>この間、政府及び河野県政は感染防止と経済活動の回復の「両立」を推進・強調してきましたが、国民そして県民が目当たりしているのは実にその真逆の実態と言わざるを得ません。</p> <p>とりわけ県内の小規模事業者（特に飲食・サービス業）は相次ぐ自粛・休業・時短営業の要請で売上高ゼロの月もあり、家賃や人件費等の固定費をはじめ、各種税・保険料の支払いに行き詰まっています。基礎体力・資本力のある企業は政府や自治体の支援事業の活用等で経営の立て直しが可能でも、そうではない小規模事業者は「自助」にも力尽き果てあたかも必要最低限の犠牲かのように地域から姿を消している現状です。</p> <p>アベノミクスを継承した菅首相は「コロナ対策と経済の再生に全力を」と述べつつ将来的な消費税増税についても言及していますが、いま緊急経済対策として成すべきことは「消費税率の引き下げ」であり、他の税・保険料の猶予・免除制度と併せて絶大な効果を発揮する支援策です。</p> <p>そもそも消費税は緊急事態下でも生活費に丸々課税され、低所得者ほど負担が重く、赤字でも身銭を切ってまで事業者に納税を迫る不公平な税制です。今こそ憲法に基づいた「生活費には課税しない」「能力に応じて負担する」という税制を確立させ、担税力に満ち溢れた大企業や資本家にこそ社会保障の安定財源を社会的役割として期待し依拠していくべきです。</p> <p>やがて新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社</p>		

会においても地域に根ざして活動する中小業者の存在は不可欠です。

「税制で商売をつぶすな」の強い願いを込め、以下の事項を  
請願します。

**【請願事項】**

消費税率を直ちに5%に引き下げること

紹介議員

前屋敷 恵美 来住 一人 満行 潤一